

様式第 1 号

茨城県立高等学校等学習者用端末等貸与申請書及び承諾書

令和 年 月 日

茨城県立土浦第三高等学校長 殿

学習者用端末等を利用したいので、次のとおり保護者連署をもって申請します。
 なお、利用にあたっては、裏面の貸与条件を遵守します。

<p>申請者 (利用者)</p>	<p>住 所</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名</p> <p>※署名は必ず本人が行ってください。</p>
<p>申請者が在籍 (予定) の学校</p>	<p>茨城県立 学校</p>
<p>保護者等 (親権者又は 未成年後見人)</p> <p>※全員分記入</p>	<p>【保護者 1】申請者との関係 ()</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名</p> <p>※署名は必ず本人が行ってください。</p> <p>電話番号 ()</p> <p>【保護者 2】申請者との関係 ()</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏 名</p> <p>※署名は必ず本人が行ってください。</p> <p>電話番号 ()</p>
<p>貸与を希望する物品 (該当する項目に ☑を付けること)</p>	<p><input type="checkbox"/> 学習者用端末及び附属品</p> <p><input type="checkbox"/> モバイルルータ</p>

※ 貸与を希望する方は、別途、家庭の収入の状況を確認するため、課税証明書等を提出していただきます。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

裏面

貸与条件

1. 利用者は、その貸与を受けた時から貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理する義務を負うものとする。
2. 貸与物品の利用にあたっては、利用者は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 貸与物品を第三者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
 - (3) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、県又は第三者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他学習者用端末等貸与の目的及び貸与決定書に記載される遵守事項に反すること。
3. 利用者は、校長から貸与物品の使用又は管理にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。
4. 学習者用端末の各家庭での充電に係る経費は、利用者の負担とする。
5. モバイルルータの使用に係る通信料は、利用者の負担とする。
6. 利用者は、貸与物品を亡失したとき又は貸与物品が損傷したときは、直ちに貸与物品亡失・損傷届（様式第5号）を校長に提出しなければならない。
7. 利用者の故意又は重大な過失により貸与物品を亡失又は損傷をした場合は、修繕等の原状に復旧する費用は、利用者の負担とする。
8. 貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、利用者はその損害を賠償する責任を負う。
9. 県立高等学校等は、貸与の目的外の貸与物品の利用により利用者が受けた損害に対して、一切の責任を負わないものとする。
10. 利用者が休学又は留学等により長期に登校しないこととなった場合又は県立高等学校等の生徒でなくなった場合は、貸与決定を取り消す場合がある。この場合において、利用者は校長が別途定める日までに貸与物品を返却しなければならない。
11. 利用者は、校長が別に定める貸与期間終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
12. 貸与期間中であっても、県立高等学校等の使用又は管理において特別な事情が生じたときは、貸与を中止することがある。
13. 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、貸与条件に基づき、利用者が負担する一切の債務について利用者と連帯して保証するものとする。
14. 利用者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令及びこの要項に定める事項等を遵守しなければならない。
15. その他、学習者用端末等の利用に際しては、県立高等学校等の指示に従うものとする。